

港区公衆浴場法施行条例新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
（前略） （衛生及び風紀に必要な措置等の基準） 第三条 法第三条第二項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。 一 四十 （略） 四十一 熱気による入浴設備を設けるときは、次のとおりとする。 イ 熱気による入浴設備の適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。 ロ 熱気による入浴設備の内部の状況が容易に確認できる窓その他の装置を設けること。 ハ 熱気による入浴設備の内部の入浴者が使用しやすい場所に非常用ブザーを設けること。 ニ ハの規定により設ける非常用ブザーは、定期的に点検し、熱気による入浴設備使用中に適正に作動することを確認すること。	（前略） （衛生及び風紀に必要な措置等の基準） 第三条 法第三条第二項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。 一 四十 （略）

と。

ホ 熱気による入浴設備に設ける扉は、当該入浴設備の内部の入浴者が容易に開放できる構造とし、ラッチその他の入浴者が内部に閉じ込められるおそれのある設備又は装置を設けないこと。

四十二 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする体制を備えていること。

2 その他の公衆浴場の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、第一号に掲げる公衆浴場にあつては前項第一号から第十五号まで、第四十一号及び第四十二号、第二号に掲げる公衆浴場にあつては同項第一号から第十六号まで、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十四号、第二十五号、第二十七号、第二十九号、第三十一号及び第三十三号から第四十二号までに規定する基準のほか、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 前号に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場

イ、二 (略)

ホ (略)
ヘ (略)

2 その他の公衆浴場の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、第一号に掲げる公衆浴場にあつては前項第一号から第十五号まで、第二号に掲げる公衆浴場にあつては同項第一号から第十六号まで、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十四号、第二十五号、第二十七号、第二十九号、第三十一号及び第三十三号から第四十号までに規定する基準のほか、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 前号に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場

イ、二 (略)

ホ 熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。

ヘ 熱気による入浴設備を設けるときは、容易に内部の状況が確認できる窓その他の装置を設けること。

ト (略)
チ (略)

3 (略)	3 (略)
(後略)	(後略)
付 則	
(施行期日)	
1 この条例は、公布の日から施行する。	
(港区旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)	
2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第一項の規定により営業の許可を受けている熱気による入浴設備を設ける施設で、第一条の規定による改正後の港区旅館業法施行条例第七号ホ(2)から(5)まで（第八条第三項及び第九条第三項において準用する場合を含む。）に定める基準を満たさないものについては、同号ホ(2)の規定は適用せず、同号ホ(3)及び(4)の規定は令和九年九月三十日まで、同号ホ(5)の規定は同年三月三十一日まで適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に営業の施設において熱気による入浴設備を新設し、増設し、又は変更する場合は、この限りでない。	
(港区公衆浴場法施行条例の一部改正に伴う経過措置)	
3 この条例の施行の際、現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）第二条第一項の規定により経営の許可を受けている熱気による入浴設備を設ける施設で、第二条の規定による改正後の港区公	

衆浴場法施行条例第三条第一項第四十一号ハからホまでに定める基準を満たさないものについては、同号ハ及びニの規定は令和九年九月三十日まで、同号ホの規定は同年三月三十一日まで適用しない。

ただし、この条例の施行の日以後に営業の施設において熱気による入浴設備を新設し、増設し、又は変更する場合は、この限りでない。